議　　長　日程第15「報告第１号専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を議題といたします。本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

総　務　課　長　報告第１号専決処分の報告について、御説明させていただきます。

２ページ目に、専決処分書、３ページ目に、４月24日の議会全員協議会で御説明申し上げた資料を添付しております。２ページ目の専決処分書を御覧ください。

本件につきましては、町長の専決処分事項に関する条例第１条第３号の規定により、町の義務に属する損害賠償の額について、100万円以下のものは専決処分するものとして、町長の専決処分事項に指定されておりますので、令和８年４月30日に専決処分をさせていただきましたことを御報告申し上げるものでございます。

本事案の概要を申し上げます。公用車としてリース契約を締結している日産キャラバンと令和７年度に導入いたしました多目的トイレカー、トヨタハイエースの両車両の平時における機能が重複する状況となりました。このため、公用車の整理による経費削減を図る観点から、従来より保有する日産キャラバンについて、リース契約を契約期間の途中で解約することとし、リース元との間で発生する損害賠償額、いわゆる解約金の額を決定したものでございます。

具体的な専決処分の内容でございます。専決処分書の中段より少し下、項目１、日産キャラバンのリース契約の解約日は、令和８年４月30日でございます。項目２、契約の相手方であり、損害賠償額、いわゆる解約金を支払う相手方は、住所、神奈川県横浜市西区北幸１－11－５、氏名、三菱オートリース株式会社横浜支店、支店長　松林修でございます。次のページをお願いいたします。

リース契約を途中解約にすることに伴う損害賠償金、いわゆる解約金の額は、61万5,700円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。